

令和8年6月30日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I	神奈川県地域防災計画の修正概要及び取組状況	1
II	神奈川県地震防災戦略及び水防災戦略の取組状況	2
III	神奈川県国土強靱化地域計画の改定	3
IV	神奈川県国民保護計画の変更	4
V	令和8年度の主な防災訓練の予定	5
VI	防災ヘリコプターの本格導入に向けた検討状況	9
VII	LPガス物価高騰対応支援金事業の実施状況	10
VIII	神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づく取組状況	11
IX	神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正	13

参考資料1	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況
参考資料2	神奈川県地震防災戦略の取組状況
参考資料3	神奈川県水防災戦略の取組状況
参考資料4	神奈川県国民保護計画（変更案）

I 神奈川県地域防災計画の修正概要及び取組状況

1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）の修正概要

県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）について、国の施策動向などを踏まえ修正する。

(1) 主な修正内容

- ア 防災気象情報の改善やそれに伴う避難情報に関するガイドラインの改定を踏まえた修正
- イ 防災基本計画の修正内容の反映

(2) 今後の予定

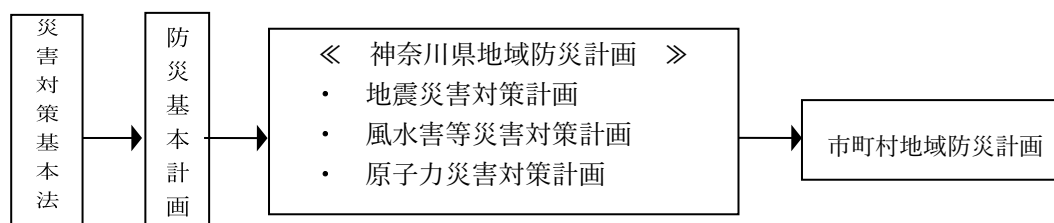
- 令和8年12月 防災警察常任委員会に修正素案を報告
県民意見反映手続(パブリックコメント)を実施
- 令和9年2月 防災警察常任委員会に修正案を報告
- 3月 神奈川県防災会議で審議・決定

2 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

神奈川県地震災害対策推進条例第4条第1項の規定に基づき、地域防災計画（地震災害対策計画）に位置づけた事業の実施状況を取りまとめた。（「参考資料1」のとおり）

<参考> 神奈川県地域防災計画の概要

神奈川県地域防災計画は、災害対策基本法第40条に基づき、国の防災基本計画と連携しながら、本県の地域における防災に係る処理すべき事務又は業務について、神奈川県防災会議が定める計画であり、市町村地域防災計画の指針である。



Ⅱ 神奈川県地震防災戦略及び水防災戦略の取組状況

神奈川県地震防災戦略及び神奈川県水防災戦略に基づき、戦略的に取り組む事業について、令和7年度の実績及び令和8年度の取組をとりまとめた。（「参考資料2」及び「参考資料3」のとおり）

<参考1> 神奈川県地震防災戦略の概要

神奈川県地震防災戦略は、大規模地震による被害を軽減するため、減災目標を定め、その目標を達成するために必要な対策について、減災効果等を明示し、戦略的に防災・減災対策に取り組むための行動計画である。

1 目指すべき将来の姿

「誰一人取り残さない」防災を目指して

2 減災目標

大正型関東地震の死者数を半減（災害関連死を含む）

<参考2> 神奈川県水防災戦略の概要

大規模水害への対応力を強化するため、ハード・ソフトの両面から計画的・重点的に対策を進めるための行動計画である。

1 戦略の対象とする災害

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害

2 戦略の目標

「水害からの逃げ遅れゼロ」

「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」

Ⅲ 神奈川県国土強靱化地域計画の改定

令和8年度に計画期間が満了する神奈川県国土強靱化地域計画について、国の国土強靱化基本計画の変更等を踏まえ改定する。

1 主な改定内容

(1) 国の国土強靱化基本計画の変更内容を踏まえた改定

- ア 「事前に備えるべき目標」の変更
- イ 「国土強靱化施策の展開方向」の新たな追加

(2) 国の国土強靱化実施中期計画を踏まえた改定

2 今後の予定

- 令和8年12月 防災警察常任委員会に改定素案を報告
県民意見反映手続（パブリックコメント）を実施
- 令和9年2月 防災警察常任委員会に改定案を報告
- 3月 神奈川県防災会議へ改定案を報告、計画を改定

<参考> 神奈川県国土強靱化地域計画の概要

神奈川県国土強靱化地域計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定に基づき、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である。

IV 神奈川県国民保護計画の変更

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）及び国が策定した「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、県では、平成18年3月に「神奈川県国民保護計画」（以下「計画」という。）を作成した。

令和8年3月に、国が基本指針の一部を変更し、国民保護法施行令に「福祉サービスの提供」を追加する改正をしたことなどに伴い、県として、必要な事項の計画変更を行う。（「参考資料4」のとおり）

1 変更案の概要

(1) 基本指針の一部変更に伴う変更

- ア 「救援の内容」に「福祉サービスの提供」などを追加
- イ 「避難施設の指定」に、国の「避難施設の確保に係る基本的な方針」を踏まえることを追記

(2) 時点修正

県の組織や地理的、社会的特徴などの時点修正を行う。

2 今後の予定

- 令和8年7月 県民意見反映手続（パブリックコメント）を実施
- 8月 神奈川県国民保護協議会に諮問
- 8～9月 国との事前協議、閣議決定
- 10月 変更計画決定
- 11月 本会議に変更後の計画を報告

V 令和8年度の主な防災訓練の予定

令和8年度の主な防災訓練の実施予定及び現在までの実施状況は、次のとおりである。

1 令和8年度市町村合同水害図上訓練（実施済）

大規模水害発生時における県・市町村・関係機関の連携や災害対応力の強化を図るため、図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和8年5月13日（水）

(2) 場所

神奈川県庁、各地域県政総合センター、市役所・町役場、
横浜地方気象台

(3) 主催者

県

(4) 参加機関等

ア 参加機関

県、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、
大和市、伊勢原市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、
大磯町、二宮町、中井町、大井町、山北町、箱根町、真鶴町、
湯河原町、横浜地方気象台、警察、陸上自衛隊、海上保安庁
（計26機関）

イ 参加人数

177人

2 国民保護共同図上訓練

国民保護事案発生時における国・県・市町村・関係機関の連携や対応力の強化を図るため、図上訓練を実施する。

(1) 実施日

令和8年7月17日（金）（予定）

(2) 場所

大和市役所（大和市）

(3) 主催者

県、大和市、内閣官房、消防庁

(4) 参加機関

消防、警察、自衛隊

3 ビッグレスキューかながわ（令和8年度神奈川県・厚木市合同総合防災訓練・第47回九都県市合同防災訓練）

大規模地震発生時における県市と関係機関の連携を強化するとともに、地域防災力の向上等を図るため、医療救護、救出救助、避難所の開設・運営等に関する実動訓練を実施する。

(1) 実施日

令和8年9月1日（火）（予定）

(2) 場所

県総合防災センター・消防学校（厚木市）

(3) 主催者

県、厚木市

(4) 参加機関（予定）

消防、警察、自衛隊、海上保安庁、在日米軍、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織 等

(5) その他

九都県市合同防災訓練における幹事県として訓練を実施

4 緊急消防援助隊部隊集結訓練

県外で大規模災害が発生した際、迅速に緊急消防援助隊神奈川県大隊が出動できるよう、消防庁の要請から部隊集結に至るまでの訓練を実施する。

(1) 実施日

令和8年9月下旬（予定）

(2) 場所

川崎市消防訓練センター（川崎市）ほか

(3) 主催者

県

(4) 参加機関

消防

5 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識の高揚を図るため、防災体制を検証し、関係機関等との連携体制の整備、充実を一層徹底するため、高圧ガスによる地震災害、事故を想定した実践的な訓練を実施する。

(1) 実施日

令和8年10月9日（金）（予定）

(2) 場所

川崎市麻生水処理センター（川崎市）（予定）

(3) 主催者

県、神奈川県高圧ガス・火薬類関係保安 5 団体

(4) 参加機関

川崎市消防局、警察

6 石油コンビナート等防災本部訓練

石油コンビナート等特別防災区域において災害が発生した場合における石油コンビナート等防災本部の迅速かつ的確な災害応急対策活動を図るため、防災関係機関や特定事業所と連携した図上訓練を実施する。

(1) 実施日

令和 8 年 11 月（予定）

(2) 場所

神奈川県庁（横浜市）

(3) 主催者

県

(4) 参加機関

横浜市、川崎市、消防、警察、海上保安庁、特定事業所 等

7 神奈川県・湘南地域 8 市町合同図上訓練

大規模地震発生時における県・市町・関係機関の連携や災害対応力の強化を図るため、県・湘南地域 8 市町が合同で図上訓練を実施する。

(1) 実施日

令和 9 年 1 月中旬（予定）

(2) 場所

神奈川県庁ほか

(3) 主催者

県、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町

(4) 参加機関（予定）

消防、警察、自衛隊、関係機関 等

8 かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応できない局地的な大規模災害が発生したことを想定し、県及び県内全消防機関が一丸となって被災消防本部を応援する訓

練を実施する。

(1) **実施日**

令和9年2月上旬（予定）

(2) **場所**

県総合防災センター・消防学校（厚木市）ほか

(3) **主催者**

県

(4) **参加機関**

消防

VI 防災ヘリコプターの本格導入に向けた検討状況

防災ヘリコプターの本格導入に向けた検討状況を報告する。

1 経緯

令和6年1月に発生した能登半島地震を契機に、県主導による大規模災害発生時の被害状況の早期把握等に有効な防災ヘリコプターの本格導入に向けた検討を進めてきた。

海、山での事故や、半島部など孤立地域への対応のほか、県内で発生した林野火災での対応を踏まえ、このたび、空中消火機能等を有する「消防防災ヘリコプター」を導入する方針とした。

2 消防防災ヘリコプターの本格導入の主な目的

(1) 初動対応能力の抜本的強化

大規模災害発生直後、全国からの広域応援が本格化するまでの間、県主導で県内全域の概括的被害状況を早期に把握し、緊急を要する救出・救助活動、救助人員や支援物資等の輸送など、迅速な災害時応急対策につなげるための体制を確保する。

(2) ヘリコプターによる市町消防活動への支援

消防組織法第30条の規定に基づき、山岳救助や林野火災の空中消火、水難救助等の消防活動に有効な航空機を用いた市町消防への支援体制を確立する。

(3) 広域的な相互応援への寄与

消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊や広域航空消防応援など、県外での大規模特殊災害時における即応体制を確立する。

3 今後の主な調整事項

(1) 県航空消防隊の編成に向けた調整

消防組織法第30条の規定に基づく航空消防隊の設置及び航空救助員の確保等について県内消防機関などと検討する。

(2) 民間事業者への委託に向けた調整

ヘリコプターの操縦士、整備士及び駐機場所の確保について、他県での消防防災ヘリの運航実績を有し、自ら格納庫を持つ民間事業者への委託に向けた調整を行う。

Ⅶ LPガス物価高騰対応支援金事業の実施状況

LPガス価格の高騰による一般消費者等の負担を軽減するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、利用料金の値引きを実施している。

1 事業のスキーム

利用料金の値引きはLPガス販売事業者が行い、県がその値引額及び事務経費をLPガス販売事業者に対して支払う。

2 事業の実施状況

	第6期	第7期	第8期	第9期
支援対象 期 間	R 7. 1～3月 (3か月)	R 7. 7～9月 (3か月)	R 8. 1～3月 (3か月)	R 8. 7～9月 (3か月)
値 引 実施月	R 7. 5月 又は6月	R 7. 10月 又は11月	R 8. 3月 又は4月	R 8. 10月 又は11月
値引額 (税抜)	1,500円/世帯 (500円/月/世帯)	1,710円/世帯 (570円/月/世帯)	1,710円/世帯 (570円/月/世帯)	1,740円/世帯 (580円/月/世帯)
事務経費	15万円/販売 所	15万円/販売 所	15万円/販売 所	15万円/販売 所
販売所数	638	635	現在実績報告 審査中のため 未確定	未定
世 帯 数	108.7万	111.9万	現在実績報告 審査中のため 未確定	未定
執 行 額	1,717,510 千円	1,994,459 千円	現在実績報告 審査中のため 未確定	未定

Ⅷ 神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づく取組状況

石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区及び根岸臨海地区）における災害予防対策等を推進するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づき、事業所等の取組状況について調査を行うとともに進捗管理を行う。

1 事業概要

(1) 調査目的

石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所及び横浜市、川崎市等の行政機関を調査対象として、コンビナート地域外に影響が拡大するおそれのある大規模な災害に必要な防災対策の取組状況を調査した。

(2) 調査時期

令和7年8月～9月

2 調査結果

(1) 回答状況

全75事業所、横浜市、川崎市及び海上保安本部

(2) 事業所の取組状況

ア 想定災害への取組状況

想定災害	主な取組状況
平常時の事故	【高圧ガス配管の腐食対策】 ・高圧ガスに係る49事業所中41事業所(84%)が、保温材下等の外面腐食対策についての点検計画を策定済又は策定中
地震(強震動)	【タンクの耐震化】 ・LPガス等の高圧ガスタンク全てが、県の耐震基準に適合済 ・原油等の大型危険物タンクのうち、休止しているタンクを除く911基全てが、新耐震基準に適合済、また、調査した911基中612基(67%)に、油の流出防止に有効な緊急遮断設備を設置済

地震(長周期地震動)	<p>【タンクの耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油等の浮き屋根式危険物タンクのうち、休止しているタンクを除く178基全ての浮き屋根が、スロッシング※に係る耐震改修等の対応済 ・原油等の内部浮き蓋式危険物タンクのうち、休止しているタンクを除く85基全ての浮き蓋が、スロッシングに係る耐震改修等の対応済 <p>※タンク内の液体が長周期地震動によって揺動すること</p>
------------	---

イ 防災訓練の実施状況（直近5年間）

全75事業所において「公設消防や近隣事業所などとの合同訓練」または「大規模地震を想定した防災訓練」を実施

ウ 重点的に調査した項目の状況（2項目）

(ア) 危険物タンク(容量500～1万kL)の緊急遮断措置状況

対象の31事業所のうち、14事業所で緊急遮断弁が設置済

緊急遮断弁未設置の17事業所のうち、16事業所について、災害時の元弁遮断マニュアル等が整備済、または整備予定。対応方法が不明な1事業所については今年度立入検査予定

(イ) 津波対策(危険物容器の流出防止対策)

津波浸水想定箇所に危険物を容器で保管している44事業所のうち、43事業所で流出防止対策を実施済。対策方法が不明な1事業所については今年度立入検査予定

(3) 調査結果の公表

コンビナート防災に係る事業所等の取組にかかる周辺住民の理解促進を図るため、調査結果をホームページで公表した。

3 今後の取組

特定事業所への調査等を通じて、引き続き石油コンビナート等防災計画の取組状況の進捗管理を行い、石油コンビナート等特別防災区域に係る事故や災害の未然防止及び拡大防止対策の推進を図る。

IX 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正

神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（以下「条例」という。）については、令和7年12月の当常任委員会において、5年ごとに行う条例施行状況の検討結果として、本条例の改正及び運用の改善を検討する旨の報告を行った。検討の結果、条例制定から長期間が経過し、運用の課題や社会状況の変化に対応するため、条例の一部を改正することとしたので、その概要を報告する。

1 改正の概要

特殊詐欺等の社会問題化している犯罪に関して、被害の防止に向けた県や県民、事業者の取組を示す防犯上の指針を定めることができる旨の規定を新たに追加する。

2 今後のスケジュール

令和8年9月	第3回定例会に条例改正議案を提出
10月	改正条例の公布
令和9年4月	改正条例の施行